

近年、富裕層や多国籍企業の租税回避が世界的に問題となつてきている。最近では、タックスヘイブン（租税回避地）を利用した各国首脳や著名人らの租税回避を明らかにした「パナマ文書」が公表され、注目を浴びている。租税回避に関連し、本稿では非居住者（条約相手国の個人・法人等）の金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換できるような、非居住者の金融口座情報を国税庁に報告することを金融機関に求める「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度」について概説する。

1 制度の背景

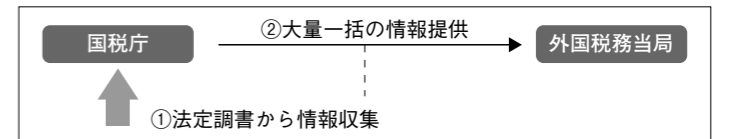
現在、各国の税務当局は租税条約に基づき、法定調書から入手した非居住者に係る所得情報等を居住地国等に対し大量一括で情報提供を行う「自動的情報交換」を実施している（図表1）。

一方、米国では2008年の

スイス大手銀行の銀行員による脱税ほう助事件を契機に、租税回避を防止することを目的とした「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」が2010年3月に成立した。これにより米国内国歳入庁（IRS）は、米国外の金融機関に、米国民の口座の情報提供を求めることができる。情報提供に同意しない口座等に対する米国民所得には30%の源泉徴収が行われる。

一般的に、各国の税務当局は、自国民が外国で保有する金融口座に関する情報を収集するのは困難である。そこで、米国のFATCAを契機として、外国の金融機関を利用した国際的な脱

図表1 自動的情報交換のイメージ



（出所）財務省 平成27年度税制改正の解説 国際課税関係の改正

図表2 共通報告基準の概要

- ①各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者（個人・法人等）の口座情報を報告させ、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて互いに提供する
 - ・口座情報を報告する金融機関は、銀行、生命保険会社、証券会社、信託など
 - ・報告の対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等
- ②金融機関は、共通報告基準に定められた手続きに従って、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき口座を選別する
 - ・新規開設口座については金融機関が口座開設者から居住地国を聴取する等して居住地国を特定する
 - ・既存の口座については金融機関が口座保有者の住所等の記録から居住地国を特定する

（出所）財務省 平成27年度税制改正の解説 国際課税関係の改正

シンクタンク研究員による

読み解き！最新制度

Vol.15

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度

当局が非居住者の口座情報を自動的に交換し合うことで、適切な税務行政に資することとなる。

2 共通報告基準の概要

「共通報告基準」は、自動的情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準で

ある（図表2）。これにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的としている。

3 日本の対応

日本では、2015年度税制改正で、共通報告基準に従った情報交換を実施するため租税条約等実施特例法令の改正が行われた。

具体的には、2017年1月1日以後、銀行、証券会社、信託会社、保険会社などの一定の金融機関（報告金融機関）で、預貯金口座・有価証券口座の開設、信託契約・保険契約の締結などの特定取引を行う者（口座を開設する個人や法人、国内居住者や内国法人も含む）は、氏名・名称、住所、生年月日、居住地国、居住地国が外国の場合は当該国の納税者番号（日本のマイナンバーは報告事項とはされていない）などを記載した届出書の提出が義務付けられる。

報告金融機関は、当該特定取引を行う者が租税条約等で定められている国・地域の居住者である場合、12月31日時点の報告対象契約に関する前記の情報および関連する財産の価額や運用・保有・譲渡による収入金額その他の情報を、翌年4月30日までに税務署に提出する。

初回の情報提出は、2017年12月31日時点の情報について、2018年4月30日までにを行う。日本がCRSに参加する2018年以降、日本の金融機関は、

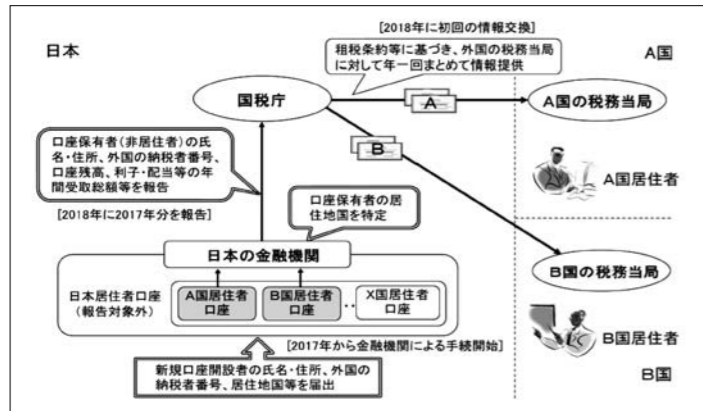
日本にいる外国居住者の口座情報を国税庁を通じて外国の税務当局に提出する。

一方で、国税庁は、日本国内の居住者（個人・法人）が外国に保有する口座情報を外国の税務当局から自動的に入手することが可能になる。

オランダ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、英領ケイマン諸島、英領マン島などは2017年、香港、シンガポールなどは日本と同様2018年からCRSに参加し、初回交換を実施するとしている。

なお、米国はCRSに参加しておらず、日本国内に居住する日本人に関する米国金融機関の口座情報について、IRSから国税庁への自動的な提供はされないことになっている。

図表3 CRSによる自動情報交換のイメージ（日本から外国）



（出所）財務省 平成27年度改正関係参考資料（国際課税関係）



鳥毛拓馬 ● とりげ たくま
大和総研主任研究員 AAFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著 大和証券刊）など。